

平成29年度 大阪府介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、今後増大が見込まれる介護需要に対応する一助とするため、介護職員初任者研修を修了した者に対して、予算の定めるところにより介護職員初任者研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「初任者研修」とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に掲げる、知事が指定する介護員養成研修事業者（以下「指定事業者」という。）が実施する研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助金の対象経費及び補助額は、次のとおりとし、それぞれの区分について1人1回限りとする。

区 分	対象経費	補助額
介護職員初任者研修受講支援事業補助金（受講支援分）	受講料	1万円
介護職員初任者研修受講支援事業補助金（就職加算分）	受講料	1万円

(受講支援分の交付対象者)

第4条 補助金（受講支援分）の交付を受けることができる者は、初任者研修を修了した者（指定事業者から修了証明書の交付を受けた者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 平成28年4月1日以降に開講した初任者研修を受講し、平成29年2月1日から平成30年1月31日までに修了した者であること。
- (2) 補助金の交付申請時に大阪府内に住所を有する者であること。ただし、申請時に大阪府内に住所を有していない者でも、初任者研修の受講期間中に大阪府内に住所を有していたことが確認できる場合は対象者とする。
- (3) 初任者研修の受講料として2万円以上を負担した者であること。
- (4) 初任者研修の受講料について、国、大阪府または市町村から補助や助成を受けていない者であること。

(就職加算分の交付対象者)

第5条 補助金（就職加算分）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれかの者で、平成29年2月1日から平成30年1月31日までに大阪府内の別表に掲げる事業所において介護職員（常勤か非常勤かは問わないが、看護師、准看護師、栄養士、事務員等他の職種に従事している者及びボランティアは除く。以下同じ。）として勤務した実績がある者とする。

なお、初任者研修の修了前から介護職員として勤務していた者にあつては、同じ事業所で引き続き介護職員として勤務した実績がある者とする。

- (1) 前条に掲げる要件を満たす者
- (2) 平成28年度大阪府介護職員初任者研修受講支援事業補助金（受講支援分）の交付を受けた者

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金(受講支援分・就職加算分)の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告を、大阪府介護職員初任者研修受講支援事業補助金(受講支援分・就職加算分)交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)を、平成30年2月28日までに知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪府介護職員初任者研修受講支援事業補助金事業実績報告(様式第2号)
- (2) 要件確認申立書(別紙1)
- (3) 暴力団等審査情報(別紙2)
- (4) 在職証明書(様式第3号)(就職加算分を申請する場合)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の交付の申請があり、これを適正と認めるときは、規則第5条の規定により予算の範囲内で補助金の交付の決定をするとともに、規則第13条の規定により額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(書類の保存)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、10年間保管しておかななければならない。

(書類等の検査)

第10条 知事は、補助金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、または職員に帳簿等を検査させることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が、相当の理由があると認めたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

- 第1号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号のロ)
- 老人デイサービスセンター
- 指定通所介護(指定療養通所介護を含む)
- 指定介護予防通所介護
- 指定認知症対応型通所介護
- 指定介護予防認知症対応型通所介護
- 老人短期入所施設
- 指定短期入所生活介護
- 指定介護予防短期入所生活介護
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
- 軽費老人ホーム
- ケアハウス
- 有料老人ホーム
- 指定小規模多機能型居宅介護
- 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- 指定複合型サービス
- 指定訪問入浴介護
- 指定介護予防訪問入浴介護
- 指定認知症対応型共同生活介護
- 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護老人保健施設
- 指定通所リハビリテーション
- 指定介護予防通所リハビリテーション
- 指定短期入所療養介護
- 指定介護予防短期入所療養介護
- 指定特定施設入居者生活介護
- 指定介護予防特定施設入居者生活介護
- 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- サービス付き高齢者向け住宅
- 第1号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号のイ)
- 指定訪問介護
- 指定介護予防訪問介護
- 指定夜間対応型訪問介護
- 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護